

別紙

諮問第788号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定について、非開示とした部分のうち、別表2における非開示情報1、2及び4については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った、平成〇年〇月〇日に発生した保育所〇〇（以下「本件保育所」という。）における〇〇（以下「本件児童」という。）の死亡に関する本件保育所への立ち入り調査その他保育所設置者・職員等からの聞き取り等死亡事故状況の確認・原因調査等のために作成された東京都保有資料一式の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年3月4日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

認可保育所である本件保育所において、平成〇年〇月〇日に、〇歳〇か月の本件児童の死亡事故が起きている。東京都では、同年〇月〇日及び〇日に、本施設に対する特別指導検査を実施しており（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく〇〇区の指導監査と合同で実施）、本件開示請求は、この特別指導検査に関連して東京都が作成した、本件児童に係る保有個人情報が対象となっている（本件児童の父である〇〇氏が自身の情報として開示請求）。

死亡事故等の重大事故が発生した認可保育所については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（平成28年3月31日付府子本第191号）により、区市町村が主体となって検証を行うことになっており、令和〇年〇月〇日に、〇〇区は〇〇区保育施設等における事故検証委員会による「認可保育施設における午睡中の死亡事例に関する検証報告書」（以下単に「検証報告書」という。）

を公表している。本件一部開示決定において、検証報告書で公になっている部分は、非開示情報とはしていない。

(1) 条例16条2号該当（別表2における非開示情報1及び3）

本号により非開示としているのは、当該施設の職員等の氏名、年齢及び発言内容（発言の内容から特定の個人が識別できる。）であって、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがある情報である。

なお、同号ただし書口においては、非開示情報から除外するものとして、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報」と規定しているが、本件児童について、検証報告書では「保護者から提供を受けた死体検案書において、直接の死因は『不詳』とされている。」、「報告書作成時点においても、警察による捜査は継続されており、警察からの情報提供は受けられておらず、検証委員会では、直接の死因を把握することができない状況であるため、本事例における死亡事故の直接の原因としては、保護者代理人弁護士が述べている窒息や、疾病又はそれ以外の理由についても、可能性を否定できるものではない。」と記述されていることから、死因は特定されていない状況にある。こうした状況では、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがある情報について、開示することが必要な情報とは認められない。

(2) 条例16条3号該当（別表2における非開示情報4）

本号により非開示としているのは、法人からの今後の事業運営（他園に関するもの）に係る相談内容であって、開示することにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報である。

なお、同号ただし書においては、非開示情報から除外するものとして、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報」と規定しているが、前記（1）と同様に、法人の競争上又は事業運営上の地位等が損なわれると認められる情報について、開示することが必要な情報とは認められない。

(3) 条例16条6号該当（別表2における非開示情報2及び4）

本号により非開示としているのは、東京都が行う検査事務において取得した一般

に公にされていない情報であって、他の行政機関の業務内容に係る情報で、開示することにより、当該行政機関の今後の業務において、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にして、適正な遂行に支障を及ぼすと認められる情報である。

当該情報を公にすることにより関係者との信頼関係を損ね、今後の検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年8月12日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年12月21日に実施機関から理由説明書を、令和3年1月28日に審査請求人から意見書を收受し、令和3年10月19日（第219回第一部会）から令和4年5月31日（第225回第一部会）まで、5回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報及び非開示情報について

本件開示請求の趣旨は、本件保育所において死亡した本件児童に関する個人情報について、本件保育所への立ち入り調査その他保育所設置者・職員等からの聞き取り等、死亡事故状況の確認・原因調査等のために東京都知事が作成した資料の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる対象保有個人情報1から4を本件対象保有個人情報として特定し（東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課保有分）、別表2に掲げる各非開示部分（非開示情報1から4）を非開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 各非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 非開示情報1及び3について

審査会が見分したところ、非開示情報1及び3はいずれも特定の個人に関する情報であると認められた。

審査請求人は、非開示情報1及び3は条例16条2号ただし書口に該当するため非開示対象とならないとし、その理由として、本件対象保有個人情報には本件児童が本件保育所において午睡中に死亡した事故及びこれに関する特別指導検査の情報であること、検証報告書における指摘事項も踏まえると本件児童が保育上の過誤により死亡したことが明らかであること等を挙げた上で、本件保育所の職員の個人名等の情報は、本件児童及び審査請求人の生命・健康・財産（賠償請求権）の保護のため、開示が不可欠な情報であると主張する。

一方、実施機関は、同じく検証報告書における特定の記述を摘示し、本件児童の死因が特定されていない状況においては、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがある情報について開示することが必要な情報とは認められないため、条例16条2号ただし書口には該当しないと説明する。

これらを踏まえて審査会が見分したところ、非開示情報1は本件保育所の担当社員及び担当保育士に関する記述であるが、非開示情報3は本件児童以外の園児に関する記述であることを確認した。

この点について事務局職員をして実施機関に確認させたところ、審査請求人は、その子である本件児童死亡後、本件児童の遺族として本件保育所の運営会社を被告とする本件児童の死亡事故に関する損害賠償請求事件に係る訴訟を提起しており、今もなおその訴訟に係る審理は進行しているとのことである。

そうすると、少なくとも上記訴訟の審理が進行している最中になされた本件一部開示決定時点における非開示情報1は、審査請求人の主張する損害賠償請求権の行使に当たり必要な情報であると認められるため、開示することが必要である。

これに対し、本件児童以外の園児の氏名等は、審査請求人の主張に照らしても開示の必要があるとは認められないため、条例16条2号ただし書口に該当せず、非開示が妥当である。

以上のことから、非開示情報1及び3はいずれも条例16条2号本文に該当するところ、そのうち非開示情報1は、同号ただし書口に該当するため開示すべきであるが、非開示情報3は、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非

開示が妥当である。

(イ) 非開示情報 2 について

実施機関の説明によれば、非開示情報 2 は、東京都が行う検査事務において取得した一般に公にされていない情報であり、これらを公にすると関係者との信頼関係を損ね、今後の検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、条例16条 6 号に該当するとのことである。

審査会が見分したところ、非開示情報 2 には所轄警察署による本件保育所の捜査に関する情報が含まれており、具体的な押収資料等が記載されていることが確認された。

しかし、本件一部開示決定が本件事故の発生から数年が経過した時点になされたことを踏まえれば、これを開示することが関係者との信頼関係を損ねたり、今後の検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えにくい。

加えて、事務局職員をして実施機関から取り寄せさせた資料によると、前記(ア)の訴訟手続に係る文書送付嘱託に関し、本件保育所の運営会社が非開示情報 2 及び 4 を含む文書中、個人情報以外の部分を開示することについて同意している事実が確認された。

これらを総合的に考慮すると、上述の事実関係の下においては、所轄警察署が関係資料を押収した事実以外の部分についても、開示することの支障があるとは認められず、実施機関が主張する関係者である本件保育所の運営会社との信頼関係を損ねるような事態や支障は考え難いことから、非開示情報 2 は、条例16条 6 号に該当しないため、開示すべきである。

(ウ) 非開示情報 4 について

審査会が見分したところ、非開示情報 4 は本件保育所から東京都に寄せられた相談内容であり、条例16条 3 号本文に該当するが、前記(ア)の事情を踏まえれば、少なくとも上記訴訟の審理が進行している最中になされた本件一部開示決定時点における非開示情報 4 は、審査請求人の財産たる損害賠償請求権を保護するために開示することが必要であると認められる。

また、実施機関は、非開示情報 4 について条例16条 6 号に該当する旨併せて

主張するが、前記（イ）の事情を踏まえれば、実施機関が主張する関係者である本件保育所の運営会社との信頼関係を損ねるような事態や支障は考え難い。

したがって、非開示情報4は条例16条3号ただし書に該当し、同条6号に該当しないため、開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子

別表1 本件対象保有個人情報

1	事故速報（第1報）
2	平成〇年〇月〇日〇時～〇時〇分 特別指導検査（〇〇）
3	平成〇年〇月〇日〇時～〇時〇分 特別指導検査（〇〇）
4	〇歳児室の状況

別表2 本件対象保有個人情報における非開示情報

対象保有個人情報		非開示 情報	非開示の根拠 (条例16条各 号該当性)
	非開示部分		
1	担当社員個人名		
2	「1. 経過説明（〇〇）」における次の部分 ・見出し括弧内 ・本文4行目括弧内保育士名 ・本文9行目、14行目、15行目、17行目、23行目、 25行目中の各保育士名 ・本文23行目中の看護師名	1	2号
	「1. 経過説明（〇〇）」における次の部分 ・本文11行目から13行目まで ・本文20行目23文字目から21行目 「2. 異変時の様子（〇〇）」における次の部分 ・見出し括弧内 ・本文2行目から6行目まで 「3. 最近の児童の様子」における本文9行目括弧内	2	6号
	担当保育士個人名、「1. 〇歳児室の当時の状況再現」 欄における各保育士個人名	1	2号
	「7. その他」（他の園児）	3	
	「6. 法人からの相談」	4	3号・6号
	「1. 〇歳児室の当時の状況再現」における本文15行 目12文字目から16行目まで、「5. 」の項目名及び内容	2	6号
4	個人名	1	2号